

令和6年度 いじめ対策総点検（報告）

県立新潟北高等学校長

県教育委員会による令和6年度いじめ対策総点検に係る学校訪問指導が、下記のとおり実施されました。本校では、今回の指導を踏まえ、「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを見逃さない組織づくりに努めてまいります。

記

- 1 日 時 令和6年10月3日(木) 14:30～16:30
- 2 訪問者 県教育庁生徒指導課指導主事 2名
- 3 日 程 14:30～15:20 現状の聴き取り、協議
15:20～16:30 グループワーク（シミュレーション）
- 4 参加者 校長、教頭、いじめ対策推進教員、各学年担当教諭
- 5 内 容 現状の聴き取り、協議、グループワーク、指導講評
- 6 指導内容
 - (1) 自校のいじめ対策組織について
 - (2) いじめに関する自己点検について
 - (3) いじめ基本方針、対応マニュアルについて
 - (4) いじめアンケートについて
 - (5) 事例演習を通じた組織的対応について
- 7 指導講評
 - ・ いじめ対応は組織的に行い、教職員が独自に判断することがないようにすること。
 - ・ いじめ対応は初動が大切である。その日のうちに必ず保護者へ連絡すること。
 - ・ いじめ対策総点検で行うグループワークは校内職員研修等で活用すること。
 - ・ 会議録は5年保存、メモも一緒に保存すること。情報公開する場合もある。
 - ・ いじめ解消を判断する際に、確認文書を使用しているのは良い取り組みである。
 - ・ 学校生活アンケートは「いじめを見たことが、ある or ない」だけでなく、例えば「困っている人を見たことがある」という項目を設けるなどの工夫も必要である。
 - ・ 学校生活アンケートと生徒面談の実施を年間計画に明記すること。

※今回の生徒指導課からの指導を生かし、今後もいじめを見逃さない組織づくりに努めてまいります。